

豊浦町介護老人保健施設利用契約書 (介護予防)短期入所療養介護利用契約書

(以下「利用者」という。)と豊浦町介護老人保健施設(以下「施設」という。)は、利用者が施設において施設から提供される介護老人保健施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(以下「施設サービス」という。)のサービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、施設サービス計画、(介護予防)短期入所療養介護計画(以下「施設サービス計画等」という。)に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとします。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2 前項の契約期間満了の2週間前までに利用者から更新しない旨の申し出がない場合、本契約は更新されるものとします。

(施設サービス計画等)

第3条 施設は、介護支援専門員に、施設サービス計画等の作成業務を担当させます。
2 介護支援専門員は、利用者が(介護予防)短期入所療養介護を利用する場合、利用者を担当する居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所の作成する居宅介護サービス計画並びに介護予防サービス支援計画に基づき、施設サービス計画等を作成するものとします。
3 施設サービス計画等は、利用者等の希望を尊重し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題並びにサービスの目標及び内容を提示し、利用者、利用者の家族又は身元引受人の同意を得て作成します。
4 介護支援専門員は、施設サービス計画等の実施状況を常に把握し、定期的又は必要に応じて同計画の変更を行いサービスの質を維持します。
5 利用者は、介護支援専門員に対し、いつでも施設サービス計画等の変更を申し出ることができます。

(施設サービスの内容)

第4条 施設は、施設サービス計画等に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の食事、入浴、排せつその他日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供します。
2 施設は、施設サービス計画等が作成されるまでの間は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な施設サービスを提供します。

(利用料等)

第5条 施設は、利用者、利用者の家族又は身元引受人に対し、別紙「サービス内容説明書」に記載の金額を基に算定した利用料等を所定のサービス利用料決定通知書を用いて請求するものとします。
2 利用者、利用者の家族又は身元引受人は、当該サービス利用料決定通知書に記載の納入期限までに、所要額を支払うものとします。
3 介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、別紙「サービス内容説明書」の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居

住費及び食費を請求することができるものとします。

- 4 介護保険給付対象外のサービスの利用料を変更する際は、利用者、利用者の家族又は身元引受人が変更同意することを必要とするものとします。
- 5 前3項のいずれにおいても、施設は、利用者、利用者の家族又は身元引受人に対して変更の理由、根拠を十分に説明します。
- 6 施設は、利用者、利用者の家族又は身元引受人が、第3項に定める変更同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(契約終了後の退所と精算)

第6条 この契約終了後、利用者はただちに施設を退所します。

- 2 施設は、契約終了後、施設サービスの未支給分についてすでに受領している利用料があるときは、利用者に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により利用者が施設を退所することになったときは、施設はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(守秘義務)

第7条 施設及び施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を口外しません。

- 2 施設は、施設の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 施設は、第三者に対し利用者、利用者の家族又は身元引受人に関する情報を提供する場合には、予め文書により同意を得るものとします。
- 4 ただし、医療機関や居宅介護支援事業者等への情報提供等、サービス提供上必要な情報提供については、利用契約の締結をもって同意を得たものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第8条 施設は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は身元引受人等や関係機関に報告するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 施設の責に帰すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができるものとします。

(身体的拘束その他の行動制限)

第9条 施設は、利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限しません。

- 2 施設が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者、利用者の家族又は身元引受人に対し速やかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 施設が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、第10条の施設サービスの記録に次の事項を記載します。
 - (1) 利用者に対する行動制限を決定した職員等の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - (2) 利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - (3) 利用者の家族又は身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(施設サービスの記録)

第10条 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サービスの提供の最終日から2年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の家族又は身元引受人は、施設に対し、いつでも、前項の記録の閲覧・謄

写を求めることができます。謄写の場合、施設は実費相当額を請求することができます。

(契約の終了)

第11条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- (1) 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間前までに利用者から更新しない旨の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき。
- (2) 要介護認定の更新において、利用者が自立又は要支援と認定されたとき。(介護予防短期入所療養介護の場合は自立のみ不可)
- (3) 利用者において、施設サービスの必要性がなくなったとき。
- (4) 利用者が死亡したとき。
- (5) 利用者が第12条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- (6) 施設が第13条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- (7) 利用者について病院または診療所に入院する必要が生じ、その病院または診療所において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
- (8) 利用者について他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。

(利用者の解除権)

第12条 利用者は施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

(施設の解除権)

第13条 施設は、利用者が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が正当な理由なく、利用料その他利用者が施設に対し支払うべき費用を2か月分以上滞納したとき。
- (2) 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、施設において十分な対応を尽くしてもこれを防止できないとき。
- (3) 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺するおそれが極めて大きく、施設において十分な対応を尽くしてもこれを防止できないとき。
- (4) 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

(サービスに関する要望及び苦情)

第14条 利用者、利用者の家族又は身元引受人は、施設が提供するサービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の相談窓口に関合せ及び申し立てることができます。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性、改善の方法について利用者、利用者の家族又は身元引受人に説明を行います。

2 施設は、利用者、利用者の家族又は身元引受人から前項の問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対し、いかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

(身元引受人)

第15条 施設は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者、利用者の家族同様、施設の諸規則及び指示を遵守すること。
- (2) 利用者、利用者の家族同様、施設に対する一切の責務について責任を負うこと。
- (3) 利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (4) 契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。

(5) 利用者が死亡した場合のご遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

(契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族又は身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、施設が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

(利用者) 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
代 筆 者 _____ 続柄()

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解し、同意しました。

(身元引受人) 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
利用者との続柄()
電話番号 _____ - _____

施設は、利用者の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

(事業者) 所在地 虻田郡豊浦町字東雲町16番地1
名 称 豊浦町介護老人保健施設
代表者 豊浦町長 村井 洋一 ⑩